平成２８年（フ）第９６５号
札幌市豊平区月寒東２条20丁目５番12号　パブリック54―103号
債務者　百足　好正
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９６６号
札幌市豊平区月寒東２条20丁目５番12号　パブリック54―103号
債務者　百足　静江
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０３１号
札幌市東区東苗穂７条２丁目４番７―404号
債務者　石黒　正幸
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０７号
釧路市芦野３丁目34番412号
債務者　荒川　暁男
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１１９号
群馬県高崎市並榎町158番地12　ハイツ桂205号
債務者　森村亜紀也（旧姓狩野・嶋方）
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第３９号
新潟県三条市南四日町２丁目９番１号　ラ・スカーラＢ―２、前住所新潟県三条市東新保５番20号
債務者　白井　　誠（旧姓本田）
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２８年（フ）第４３５号
大阪府羽曳野市南古市２丁目15番25号
債務者　小山　賢治
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４３６号
大阪府羽曳野市南古市２丁目15番25号
債務者　小山美恵子
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１１８号
香川県さぬき市長尾東711番地８
債務者　多田　昌代（旧姓渋谷・旧名雅代）
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１２７号
香川県小豆郡土庄町淵崎甲2217　鶴亀マンション301、住民票上の住所香川県小豆郡小豆島町池田5596番地977　ビオス小豆島201号
債務者　立松　香織（旧姓小椋）
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２３号
香川県観音寺市天神町２丁目10番10号
債務者　宮武　昌子
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２８年（フ）第７８９号
福岡市東区若宮３丁目１番37号
債務者　渡邊　義一
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７９４号
福岡市西区大字千里429番地10
債務者　上原　蔵之
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８４５号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲374番地４
債務者　小川めぐみ
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８５４号
福岡市南区若久４丁目１番６―501号
債務者　来嶋　博幸
1　決定年月日時　平成28年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８７２号
福岡市博多区博多駅前４丁目33番７―1214号
債務者　中上　祐治
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９４号
釧路市鶴ケ岱２丁目11番177号
債務者　山中　健司
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月19日午後３時
釧路地方裁判所